

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年7月9日

東京都作業部会確認年月日 2019年7月23日

事業名 選手村建物維持管理

案件名 選手村運営施設の建物管理業務委託契約

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「本大会」という。）における選手村の運営に必要となる施設（以下「選手村運営施設」という。）について、法律及び維持保全上必要となる建物維持管理業務を行うものである。 ・ 対象となる選手村運営施設及び建物維持管理業務の内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1)選手村運営施設 ビレッジプラザ、メインダイニング等 (2)建物維持管理業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ①建物の機能を維持するための法律上あるいは最低限必要となる定期点検の実施 ②建物・設備の日常点検と不具合発生時の応急対応 ③消防法令に基づく防災管理要員の配置による巡回と初動対応 ・ 選手に選手村内での安全かつ快適な生活を提供し続けるために、選手村運営施設を適切に運営し、施設の不具合発生や火災等の発生時に迅速かつ適切に対応することが必要不可欠である。 ・ 本業務はパラリンピック選手村における選手への安全かつ快適な生活環境の提供に必要不可欠な業務であることから、大枠の合意の考え方に基づくものである。 ・ 当該事業は、パラ期間を含む本大会における選手村運営において必要不可欠の業務である。経費内容も業務委託費であり、パラ経費相当分の1/4を都が負担する適切性が認められる。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業はオリンピック、パラリンピックを問わず、本大会を通じて実施しなければならない事業であり、両大会を通して組織委員会が一括執行することで、経済 	

<p>て執行した方が効率的、効果的であること</p>	<p>的効率性が実現される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 選手村の運営は組織委員会が全面的に担うことから、組織委員会が本件を一括執行する合理性が認められる。 		
<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選手村運営施設の建物維持管理業務は選手へのサービス提供の有無に関わらず、組織委員会に建物管理責任が生じている期間を通し、法律及び維持保全上必要不可欠な事業である。 本事業なしには、法令上の規定を満たす建物として居住者に対する安全かつ快適な生活を提供することが不可能となる。 選手村運営施設における不具合の発生や火災等の発生時に迅速かつ適切な対応を行うためにも必要な事業である。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大会期間前後と大会期間中とで、人員配置ポスト数および常駐時間に濃淡を設ける事で、各期間を通して最大限の業務効率化・経済化を図っている。 建物維持管理業務に防火管理業務を含め連携させることによって、日常巡回点検業務や不具合発生時の応急対応を防火管理業務の人員を活用して行うことができ、人員圧縮・経費削減等の効率化を図っている。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札により事業者を選定するため、市場性を踏まえた価格水準での業務委託が見込まれる。 都単価や刊行物積算資料を基に精査された単価と見積額との比較に基づき積算している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委負担とする。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。